

合併協議会だより

2004年(平成16年)6月発行 編集・発行/高松市・国分寺町合併協議会事務局



国分寺町さつき展



高松春のまつり



- 合併の方式を
編入合併とすることを確認!!

- 錦歌郡国分寺町を廃止し、その区域を高松市に編入する。

行政制度等の調整方針を決定

(詳細は3ページ掲載)

高松市の行政制度等に統一することとし、国分寺町の住民サービスや住民生活に急激な変化を来さないよう、必要かつ適正な配慮をして調整

建設設計画の作成方針を決定

(詳細は4ページ掲載)

構 成 合併後の市を建設していくための基本方針、基本方針を実現するための施策・事業、公共的施設の整備及び財政計画を中心として構成

対象区域 原則として国分寺町地域

計画期間 合併後、おおむね10年間

会議の概要

高松市・国分寺町合併協議会第2回会議から第4回会議が開催されました。会議の概要は次のとおりです。

第2回会議

- ◆開催日 3月1日(月)
- ◆開催場所 高松市役所

報告事項

次の事項について報告されました。

- 報告第3号～第6号
・幹事長及び副幹事長の互選結果
- ・幹事会部会部会長の指名結果について
- ・高松市・国分寺町合併協議会だよりの発行について
- ・高松市・国分寺町合併協議会ホームページの開設について

議案事項

議案第10号
議案第11号

- 議案第10号
・平成16年度高松市・国分寺町合併協議会予算について
- 議案第11号
・市町負担金、県補助金等

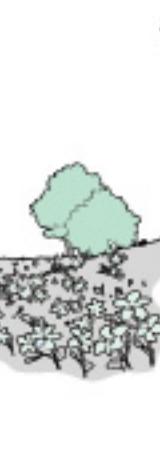
協議事項

- （歳出）
・会議費、事務費、事業推進費等（40年度議会だよりの発行、ホームページの開設、建設計画の作成等）

協議事項

- （協議第1号）
・合併の方式（協定項目第1号）について

- （協議第1号）
・合併の方式（協定項目第1号）について



併協議会事業計画について

- ・合併協定項目の協議
- ・行政制度・事務事業現況調査の実施及び調整
- ・建設計画の作成
- ・合併協議会だより、ホームページによる情報の提供等

市を設置する。

- （案2）編入合併
・綾歌郡国分寺町を廃止し、その区域を高松市に編入する。

追記されました。

- その上で、（案2）の編入合併とすることことが確認されました。

（編入合併の考え方）

- ・高松市と国分寺町の人口を始め、地方公共団体としての行政権能や行政組織体制、財政規模、その他都市機能などにおける両市町の相違の現状、また、住民の日常生活や行政・経済・文化など、様々な分野における相互依存等、密接不可分の関わりと影響を持ち合つて、高松市を中心都市とした生活圏・都市圏を形成してゐることと、さらには、合併特例法のメリットを受けるための効率的・効果的な対応など、総合的・大局的に判断し、現在の国分寺町の区隔を高松市に編入する「編入合併」を選択することとする。

なお、今後の両市町の合併協議に当たっては、お互いの立場を十分に理解し、尊重する中で、対等の立場に立ち、公正・公平な合併協議を進めるものとする。

第3回会議

- ◆開催日 4月9日(金)
- ◆開催場所 国分寺町女性会館

報告事項

- 報告第7号
・高松市・国分寺町合併協議会幹事会部会規程の一部改正について

協議事項

- （案1）新設合併
・高松市及び綾歌郡国分寺町を廃止し、その区域をもつて新しい

- 議案第10号
・平成16年度高松市・国分寺町合

- 議案第10号・第11号が審議され、原案のとおり決定されました。

- 議案第10号
・高松市・国分寺町合併協議会だよりの発行について

- （案1）新設合併
・高松市及び綾歌郡国分寺町を廃止し、その区域をもつて新しい

- 議案第10号
・平成16年度高松市・国分寺町合

行政制度等の調整方針

(1) 基本的考え方

行政制度等の調整に当たっては、合併協定項目の協議方針における基本原則を踏まえ、これまでの両市町のまちづくりの歩みを尊重するとともに、合併後における速やかな一体化の促進と新たなまちづくりを進める視点から、効果的な統合・調整を行う。

(2) 調整方針

原則として、高松市の行政制度等に統一する。この場合、国分寺町の住民サービスや住民生活に急激な変化を来さないよう、必要かつ適正な配慮を加える。

なお、サービス・負担の適正化推進の視点から、必要があると認めるときは、高松市の制度等の見直しなど、総合調整を行う。

(3) 調整方法

◆◆◆ 調整方法の基本的なイメージ ◆◆◆

高松市、国分寺町ともにあり、同水準のもの

高松市の制度等に統一する。
両市町の住民サービス、住民負担に変化はなし。

高松市、国分寺町ともにあるが、水準が異なるもの

高松市の制度等に統一する。
ただし、必要があると認めるときは、制度等の趣旨、内容、相違の程度等を勘案し、調整を行う。

（国分寺町の住民サービスが低下する場合や住民負担が重くなる場合には、急激な変化を来さないよう、必要かつ適正な配慮を行う。）

高松市にあって、国分寺町にはない場合

高松市の制度等を適用する。
ただし、必要があると認めるときは、制度等の趣旨、内容等を勘案し、調整を行う。

（国分寺町の住民負担が重くなる場合は、急激な変化を来さないよう、必要かつ適正な配慮を行う。）

高松市ではなく、国分寺町にある場合

制度等の趣旨、内容等を勘案し、調整を行う。
調整に当たっては、国分寺町の住民サービスや住民生活に急激な変化を来さないよう、制度等の存続、廃止又は経過措置を設けることなどを検討する。

第4回会議

議案第13号
建設設計画の作成方針について
4ページのとおり

協議第3号
新市の名称（協定項目第3号）について
・新市の名称は、高松市とする。

◆◆開催日 5月6日（木）
開催場所 高松市役所

●協議事項

議案第12号・第13号が審議され、原案のとおり決定されました。

議案第12号
行政制度等の調整方針について
左記のとおり

協議第2号
合併の期日（協定項目第2号）について
・合併の期日は、現時点において、平成17年3月31日を目標とする。
（今後の協議の進ちょく状況等を見極めて、より具体的な合併の期日を改めて提案。）

協議第4号
新市の事務所の位置（協定項目第4号）について
・新市の事務所の位置は、高松市番町一丁目8番15号（現高松市役所の位置）とする。

行政制度等の調整方針とは？

行政制度等の調整方針とは、両市町が合併した場合、現在、両市町が行っている各種の行政制度、事務事業等について、合併後、どのように取り扱うか、調整（すり合わせ）が必要ですが、その調整を行う際の、基本的な考え方となるのが、行政制度等の調整方針です。

建設計画の作成方針

(1) 計画の趣旨

両市町の速やかな一体化の促進と新たなまちづくりを進め、もって住民福祉の向上と地域の均衡ある発展を図る。

(2) 計画の構成

合併後の市を建設していくための基本方針、基本方針を実現するための施策・事業、公共的施設の整備及び財政計画を中心として構成する。

(3) 計画の期間

合併後、おおむね10年間とする。

(4) 計画の区域

原則として国分寺町地域を対象とするが、両市町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と地域の均衡ある発展に資すると認められる場合は、高松市地域についても対象とする。

(5) 作成上の留意事項

- ① 基本方針を定めるに当たっては、将来を見据えた長期的視野に立つものとする。
- ② 対象事業については、第3次国分寺町長期総合振興計画及び新高松市総合計画など、基本的な施策・方針との整合性に留意することともに、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮する中で、その有効性・効率性や緊急度・優先度等を総合的に勘案し、合併後のまちづくりの根幹となるべき事業を選定する。
- ③ 公共的施設の整備については、その機能や役割を整理する中で、必要性や効果・地域バランス、財政状況などを考慮しながら検討する。
- ④ ハード面の事業については、市町村の合併の特例に関する法律による特例措置等及びその他の法令等による支援制度を活用するとともに、地方交付税、県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、財政運営が行われるよう十分留意して作成する。
- ⑤ 財政計画については、市町村の合併後において健全な財政運営が行われるよう十分留意して作成する。

お知らせ

*合併協議会の開催予定について

第5回会議

日時：平成16年6月11日(金)午後2時

場所：国分寺町女性会館 2階 第1会議室
(国分寺町役場南隣)

*傍聴について

会議はどなたでも傍聴できます。会議開始30分前から先着順に受付します。傍聴の定員は50人。

*会議資料等の閲覧について

合併協議会事務局と高松市役所、国分寺町役場で会議資料や会議録を御覧いただけるほか、ホームページでも御覧いただけます。

建設計画の作成方針とは？

建設計画とは、合併後の市において、ハード・ソフト両面の施策を、総合的かつ効果的に推進するためのマスタープランとしての役割を果たすもので、様々な財政支援措置も、この建設計画を基礎として講じられることになっています。

建設計画の作成方針とは、この建設計画を作成するに当たって、計画の構成や期間、対象区域など、基本的な考え方をまとめたものです。

● ホームページをリニューアルしました ●



合併協議会の会議内容や合併に関する情報を掲載しています。

皆さまの御意見をお聞きするコーナーもありますので、ぜひアクセスしてみてください。

アドレス：<http://www.takamatsu-kokubunji.jp>

■ 総集・発行

高松市・国分寺町合併協議会事務局

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号 高松市役所6F
TEL(087)839-2121 FAX (087)839-2125

URL <http://www.takamatsu-kokubunji.jp>
E-mail k0833@city.takamatsu.lg.jp

御意見をお待ちしています

合併についての御意見、御質問がございましたら、合併協議会事務局までお寄せいただきますようお願いいたします。